

審査基準整理票

|   |                        |                  |   |
|---|------------------------|------------------|---|
| 処 分 名   | 仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れの許可 |                  |   |
| 根拠法令名   | 大津市公設地方卸売市場条例          | (条項) 第41条第2項ただし書 |   |
| 基準法令名   | 大津市公設地方卸売市場条例          | (条項) 第41条第2項     |   |
| 所管部署  | 産業観光部公設地方卸売市場          |                  |   |
| 標準処理期間  | 14日                    | 法定処理期間           | 日 |
| <p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れ許可要領 】</li> <li>・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】</li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>大津市公設地方卸売市場条例第41条第2項ただし書に該当することを基準とする。その細目は、仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れ許可要領に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]<br/>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第41条 仲卸業者は、市場内においては、第18条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内においては、第18条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、市長が市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>3 仲卸業者は、前項ただし書の規定により、市長の許可を受けて卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、その販売に係る品目の販売の数量その他規則で定める事項について、当該販売をした日の属する月の翌月の10日までに市長に届け出なければならない。</p> |                        |                  |   |

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。